平成28年度

事業計画書

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

平成 28 年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本方針

笛吹市社会福祉協議会は、スローガン「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」のもと、「笛吹市地域福祉活動計画」「笛吹市社会福祉協議会発展・強化プラン」を、地域住民のみなさん、行政と協働で諸施策を実行してまいります。

地域福祉活動では、27 年度には市民活動やボランティアの皆様と行政の協働により、 市民活動・ボランティアセンターが設立されました。地域における見守りについては、 子どもから高齢者まですべての見守りを行うネットワークも拡大充実してまいりました。 さらに、子ども子育て支援については、関係者の話し合いも行われ、関係者連絡会議を していく方向性が決まりました。

このような地域福祉活動をさらに充実していくとともに、これからの地域社会の単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題を抱える」等の課題を解決するために社協内の相談体制の充実強化を図り、それを核として、住民・行政との協働を推進していきます。

在宅介護サービスでは、地域住民の福祉ニーズに基づく、その人に即した適切なサービスの提供に努めてまいります。介護保険制度によるサービスだけでは地域生活の継続が困難な方には、さまざまな制度外のサービスを活用するなど、先駆的かつ柔軟なサービスを提供していきます。

様々なサービスの提供に向けて職員教育を充実し、誰もが地域福祉の推進に貢献できるように努めます。

社協は、特定の分野の問題や課題だけではなく、地域社会の解決すべき問題を発見し、 地域住民のみなさんと行政の参加と協働を得て、地域福祉の推進のため一緒に汗を流し ていきます。

重点目標

- 1. 社協内の相談支援体制の強化を図る。
- (1)総合的に、地域住民からの相談を受けられることができる体制を整備する。
- (2) 地域住民が地域における生活課題を社協と共に考える機会を積極的につくる。
- 2. 地域の生活を支援するためのネットワーク化を図る。

I 総務部門

社会福祉協議会の事業が円滑に実施されるよう、理事会・評議員会をはじめとする各種会議を活性化させるとともに、それらの会議を通じて関係機関との連携、強化を図る。

また、組織力の強化を図るため職員教育に力を入れ個々の能力の向上を促し、活力ある職場を目指す。

- 1 組織運営のための会議等の開催
 - (1) 理事会・評議員会
 - (2) 正副会長会議
 - (3) 各部会の開催
 - (4) 監事監査
 - (5) 役員研修会
 - (6) 職員研修会
 - (7) その他必要な会議
- 2 福祉活動の理解と促進
 - (1) 社会福祉大会の開催
 - (2) 広報誌「かけはし」の発行 年4回(5月 8月 11月 2月)
 - (3) ホームページの更新・充実
 - (4) マスメディアへの働きかけ
- 3 指定管理施設の管理運営

八代福祉センター、御坂福祉センター、春日居福祉会館、ふれあいの家の効率的な 運営管理

- 4 職員の職務遂行能力の向上
 - (1)教育研修制度の策定 新人研修、初級職員研修、部門別研修、OJT
 - (2) 発展強化プランの取組み アクションプランの実施
- 5 職場環境の改善 労務管理の充実
- 6 会員の募集

役職員が協働で会員募集を図り、自主財源の確保と住民参加の意識を高める。

普通会員 1世帯 1,000円

賛助会員 1 口 2,000 円以上

特別会員 1口 5,000円

7 共同募金運動の推進

役職員が協働で共同募金運動を積極的に行い、地域福祉推進のための共同募金配分 金事業、歳末たすけあい配分金事業を実施する。

8 社協内災害時対応の推進

Ⅲ 地域福祉部門重点目標の具体化

1 地域福祉課

- (1) 地域の困りごとを解決するためのしくみ作りを推進する。
- ① 総合的に地域住民からの相談を受けられることができるよう、社協内の相談支援 体制の強化を図る。
 - i 社協内の連携を進める。(事例検討会の開催など)
 - ii 社協が把握する地域課題の集積を図る。
- ② 地域住民が地域における生活課題を社協と共に考える機会を積極的に作る。
 - i 地域の生活課題について、地域住民が話し合える場づくりを推進する。
 - ii 地域交流や支え合い活動を推進して、子どもからお年寄りまで世代を超えた すべての住民が困りごとに気付き合える地域づくりを推進する。
- ③ 行政や専門職との連携を更に強化する。
- (2) 地域の生活を支援するための官民協働のネットワーク化を図る。
- 見守りネットワークを充実させる。
 - i 地域住民の見守りのしくみ作りを推進する。
 - ii 情報の伝え方についてのルールを整理する。
- ② 災害救援ボランティアのネットワークを充実させる。
- ③ 子ども子育て支援のネットワークを推進する。
 - i 子ども子育て支援連絡会の設置と開催を行ない、プラットホーム作りを推進 する。
- ④ 高齢者の生活支援ネットワークを構築する。
 - i 行政、事業所、住民による生活支援のしくみ作りを推進する。
 - ii 社協内における介護部門と地域福祉部門の情報連携を強化する。

2 後見センター

- (1) 住民や関係機関との連携による必要とする市民にサービスが届く仕組み作りを推進する。
- (2) 市民参加による権利擁護活動の充実を図る。 市民後見人・市民生活支援員の養成と活動支援を更に充実させる。
- 3 障がい者地域活動支援センター
 - (1) 障害者差別解消法の施行に基づき、具体的取り組みを実践する。また、啓発活動を通じて、市民ひとりひとりがそれぞれの立場で障がい者の権利擁護活動に取り組むことができることを目指す。

- (2) 障がい者の地域生活支援を中心として、相談支援事業の充実を図り、住民、関係機関との連携・協働による福祉活動を実践する。
- (3) 地域活動支援センター事業 I 型・Ⅲ型を拠点として、身近な住み慣れた地域で 障がいのある市民に、日中活動を提供し、専門的な支援を行う。また、地域住民 との交の機会を増やし、障がい者の見守り体制の構築や支え合い活動における住 民との協働を促進する。
- (4) 専門性の高い支援と地域啓発を推進するための職員の資質向上と体制づくりを 強化する。

Ⅲ 在宅介護支援部門

社会福祉協議会の介護保険事業所として、通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業を展開し、要介護・要支援者等の在宅生活を支援する。

ご利用者のニーズを把握し、自立性を踏まえた質の高いサービスの提供を目指す。 地域福祉課と連携し協働による相談・支援体制づくりを行い一体的な運営の強化を図 る。

1 事業方針

- (1) 事業内容の透明性を確保する。 利用者からの苦情に対しては、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図る。
- (2) 在宅介護が困難な方への対応を行なう。

生活困窮者、重度認知症・ねたきり高齢者、精神・身体障がい者、医療重度者、 在宅看取りの方への対応等。

(3) 地域との協働を図っていく。

個の生活課題を地域課題として集積し、地域と共有化し話し合いの機会を得て問 題解決につなげていく。

5地区のデイサービスを基点に災害時の避難場所としての役割も踏まえ、地域住民が集う場の提供を行なう(地域住民やボランティア等に各行事の参加等によるきっかけ作りと顔見知りの関係つくり)。

(4)経営の安定化を図り地域福祉に還元していく。

質を高める事により選ばれる事業所を目指し、利用率の向上を図る。 求められるサービスの開発 (ニーズへの対応と資源の開発)。

- (5) 地域包括ケアシステムに対応できる在宅支援を行う。 タイムリーな情報の収集を行い、社協の介護保険事業者として対応していく。
- (6) 広報活動の充実による利用促進。

各事業所のホームページ、パンフレット等を常時更新し事業内容や施設行事を積極的に紹介していく。

2 事業内容

(1) 通所介護事業

事業所 石和(定員 40 人) 御坂 (定員 35 人) 八代(定員 45 人) 境川(定員 25 人) 春日居(定員 35 人)

- ① 介護保険(要介護・要支援者)通所介護サービス
- ② 障害者デイサービス相互利用
- ③ 生きがいデイサービス
- ④ お泊りデイサービス
- ⑤ 食事サービス
- ⑥ 実習・研修生受入れ指導
- (7) ボランティアの受入
- ⑧ 交流会の実施
- (2) 訪問介護事業
- ① 介護保険(要介護・要支援)訪問介護サービスの提供
- ② 障害者総合支援
- ③ 高齢者生活援助員派遣
- ④ 障害者等社会参加支援
- ⑤ 実習・研修生受入れ指導
- ⑥ 介護保険外サービス (おまかせ安心サービス)
- (3) 居宅介護支援事業
- ① 居宅サービス計画書(介護予防含む)の作成
- ② 在宅生活支援、相談業務
- ③ 関係機関・地域との協働
- ④ 要介護認定調査業務の受託
- ⑤ 研修会・講習会の実施(外部講師、介護支援専門員研究大会での事例研究発表)
- ⑥ 内部研修の充実(事例検討会の継続)
- ⑦ 特定事業所継続(24時間対応と困難事例の受け入れ体制)
- ⑧ 市との連携による在宅介護システムの導入
- ⑨ 研修講師、実習等の受け入れ指導

以上